

企業版ふるさと納税マッチング支援業務 質問受付及び回答一覧

受付通番	受付日	質問内容	回答
1	6月10日	募集要項2. (4) 委託料の算定方法において、「委託料額は成果報酬型」として「寄附の金額×委託料率(上限10%)」で算定することとなっておりますが、もし複数のマッチングが成約して委託料額が委託上限額(1,320,000円)を超えてしまうことが生じた場合、委託上限額を超えて委託料額が支払われることはありますでしょうか。	マッチングの件数や寄附額により委託料が上限額を超えることが見込まれた場合は、増額が可能か検討いたします。(増額を確約するものではありません。)
2	6月10日	見積書の作成にあたり、仕様書5. (1) 打合せ及び(4) 甲に対するコンサルティング等はマッチングの成果に関わらず発生する作業として認識しておりますが、寄附金額等の成果によらない費用については、成果報酬部分とは別に算定してよろしいでしょうか。	委託料の支払いは、寄附額に応じた成果報酬のみとなります。成果報酬以外の支払いは行いません。